

第2章 計画の基本的考え方

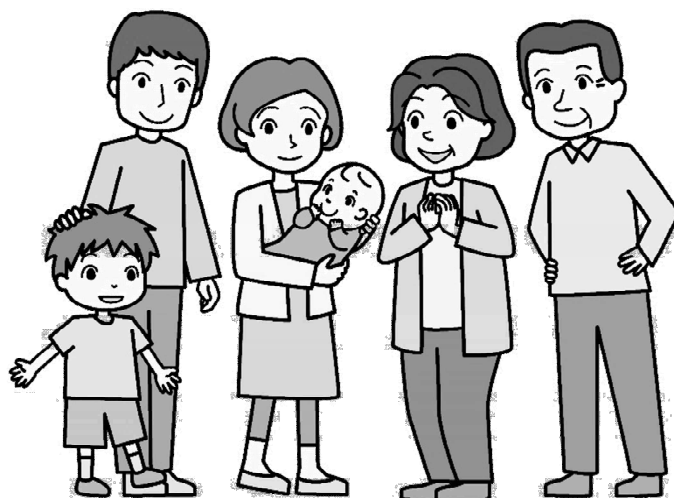
1 将来像

平成28年6月に児童福祉法が改正され、第1条では「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有する」としており、子どもが保護の対象から権利の主体へと法の理念が大きく変わりました。第2条では、「全ての国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」とされています。

本市では、保護者が子育てを第一義的に担うことを前提にしながらも、子どもの育ちを地域で見守り、子育て家庭を社会全体で支えていくことが必要と考えます。また、行政は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任があります。

子どもが心豊かに成長し、いきいきと暮らせる社会、親が子どもを安心して産み育てることができる社会、未来の廿日市市の担い手を育てるため社会全体で応援する社会を目指し、本計画においても前計画同様、将来像を次のとおり掲げます。

つながり支えあう 子育てのまち はつかいち



2 基本目標

将来像を実現するため、次の3つの基本目標と4つの重点施策を設定し、各種施策を展開していきます。

基本目標1 教育・保育サービスを充実させる

子どもは様々な発達の段階を経て成長します。特に幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期となります。子どもが生活や遊びなど様々な体験を通じて、自我や主体性、周囲の人々への思いやり、豊かな感情表現を身に付け、人間として生きるための基本的な力を身に付けることができるよう、教育・保育サービスの量の確保に努めるとともに、教育・保育の質の向上、安全・安心な教育・保育が受けられる環境整備を図ります。

基本目標2 子どもの育ちと子育て家庭を応援する

子育ては、子どもと親が互いに成長しながら、喜びと生きがいをもたらす尊い営みです。家庭を築き、子どもを産み育てたいと願う人々の希望が満たされ、廿日市市に住んでよかったと思えるように、妊娠期から出産、子育て期までを包括的にサポートする「ネウボラ体制」を推進します。また、子どもが健やかに成長するために必要な健康診査の実施など、母子保健や食育の推進に努めるほか、子育て世代の交流の場や多様な相談の機会を設け、楽しく子育てができる環境整備を行います。

また、子どもが自身の置かれた環境などにかかわらず、豊かな人生を歩めるよう、ライフステージに応じ、療育支援や留守家庭児童会などの多様なサービスを提供し、発達段階や家庭の経済状況等に応じた質の高い支援を行い、子どもの豊かな心と身体、生きる力を育みます。

基本目標3 地域力で子育てを支える

本市には、町内会、自治会、区などの地域自治組織、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会など各種団体が様々な活動に取り組んでいます。

今後も、市民の子育てへの主体的な参画を推進し、地域、事業者、行政など地域社会を構成するすべての人々が子どもの健やかな成長の実現という目的を共有し、地域全体で子どもと子育て家庭を温かく見守り、支えあえる安全・安心なまちづくりを進めます。

3 重点施策

本市の子ども・子育てを巡る直近の課題について、重点的に取り組む施策を設定し、本計画期間中での達成に向けて積極的に推進します。

重点施策 1 幼児教育・保育サービスの整備・充実

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の預かり保育を利用する世帯が増加しています。また、子育て世代の転入や親の就労希望の増大などにより、0～2歳児の利用希望者が増加しており、待機児童も発生しています。

これらの待機児童の解消を最重要課題とし、幼児教育・保育施設の適正配置や老朽化・耐震化への対応を保育園再編基本構想の後期計画に盛り込み、計画的に進めます。

重点施策 2 留守家庭児童会の整備・充実

子育て中の共働き家庭等が直面する「小1の壁」を乗り越えるため、留守家庭児童会の果たす役割は大きなものとなっています。本市では、本計画による留守家庭児童会の事業を「新・放課後子どもプラン」と位置付け、量と質の確保に努めます。

現在、市内で17小学校内で留守家庭児童会が運営されており、平日の放課後や土・三期休業日に働く家庭の子どもたちにサービスを実施しています。

今後、利用を希望する世帯が増加するとみられており、現在の各会の充実を図るとともに、民間の活力を活用しての新たな留守家庭児童会や放課後児童クラブ等の安全・安心な居場所づくりを進めていくことが必要となっています。

本計画期間中においては、開所時間、開所日の見直しをはじめ、新規の留守家庭児童会の開設を計画的に実施していくものとします。



児童会専用施設

重点施策3 子どもの貧困対策への取組

現在、わが国の実に7人に1人の子どもが貧困状態にあるといわれています。子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や就労の安定と生活の向上等に必要な施策を講じることが明記され、市町村においても子ども貧困対策の推進が努力義務とされました。

貧困状態にある子どもたちは、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあります。

子どもの貧困には、親の就労環境によるもの、ひとり親家庭での子育てなど様々な要因があり、一人ひとりへのきめ細やかな個別の支援が必要となります。また、子どもが自由に将来を選択できるだけの学習、体験の機会を均等に得られるようにするとともに、親兄弟だけではなく地域の人たちからも愛情を受けて育つことが重要です。

本市においては、子どもの栄養状態の改善に向けた食育の取組をはじめ、民間との協働による家でも学校でもない第三の居場所づくりや、ひとり親家庭への支援に積極的に取り組みます。また、子ども家庭総合支援拠点を活用し、児童虐待など、社会的養護が必要な児童に対する支援も強化します。

重点施策4 発達が気になる児童への支援

文部科学省において、平成24年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」により、公立の小・中学校の通常学級においては、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒が6.5%（推定値）程度の割合で在籍していることがわかりました。本市においても発達が気になる児童は増加傾向にあり、個々の状況に応じた適切な支援を必要としています。

発達が気になる子どもについては、親や周囲の人が「気付く」こと、「理解する」こと、「行動する」ことが重要となります。生活のしづらさを感じている子どもたちを、早期療育に繋げ、社会で安心して暮らしていける道筋をつけていくことが重要です。また、親や支援者が子どもの状況を理解し、認識することは、育児不安による虐待等を未然に防ぐことにもつながると考えられています。

本市においては、保育士や放課後支援員等を対象にした、療育支援研修等を行い、療育支援体制の充実を図っていきます。

また、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指し、関係機関と連携していきます。

4 計画の体系

